

お知らせ **新嘗祭に南あわじ市から粟が献上されます**
農林振興課 ☎ 43-5223

宮中祭祀として毎年11月23日に皇居で執り行われる「新嘗祭」に供えられる穀物の一つとして、阿部幸弘さん・睦美さん夫婦（阿万）が栽培した粟が献上されることになりました。

献上される粟は、阿部さん夫婦が、播種から収穫まで丹精込めて育てたもの。南あわじ市内から新嘗祭への穀物の献上は、平成17年に精米を献上して以来となります。

10月20日には兵庫県公館で



作柄を報告する阿部さん夫婦（左）

作柄報告会が行われ、2人は金澤兵庫副知事に供えられる粟の作柄を報告しました。

お知らせ **2021年南あわじ市成人式**
社会教育課 ☎ 43-5232

日時 令和3年1月10日（日）午後0時30分受付、午後1時30分開式

場所 文化体育館

対象者 平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの人の人

注意事項

- ・案内状の送付は行いません。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、式典会場（文化体育館敷地内含む）は、新成人以外（保護者等）は入れません。介助など特別な配慮が必要な人は、事前に社会教育課までご連絡ください。

・参加者はマスクの着用をお願いいたします。また、せきエチケットの徹底、手洗い、自宅での体温測定等の対策にご協力をお願いします。

・発熱や体調不良の場合は参加をご遠慮ください。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、開催内容が変更・中止等となる場合があります。随時、ホームページで情報を更新しますのでご確認ください。



お知らせ **水道基本使用料等生活支援福祉補助金制度について**
福祉課 ☎ 43-5216

水道料金について

区分	条件等	補助金額
高齢者のみの世帯	世帯全員が70歳以上で、前年度の合計所得金額と年金収入の合計額が次の金額以下の世帯 単身：120万円以下 2人：190万円以下 3人：240万円以下 ※専従者給与の受給者でないこと ※市民税課税者に扶養されている人を除く	口径にかかわらず、月額403円 ※eo光加入世帯は月額1,210円
障害者がいる世帯	手帳を有する世帯員がおり、市民税非課税の世帯	
ひとり親世帯	児童扶養手当の全部支給対象者	

※市税の滞納がないこと。補助金交付申請者が契約者（使用者）であること

テレビ使用料について

区分	補助金額
生活保護世帯	eo光テレビ使用料の月額1,650円を上限とする金額。ケーブルテレビ民間化により電話が無くなった世帯はeo光電話の月額1,457円を上限に加算

※補助金交付申請者が契約者（使用者）であること

水道料金福祉減免制度・ケーブルテレビ視聴支援金交付制度の廃止に伴い、経済的な負担の軽減を目的とした「水道基本使用料等生活支援福祉補助金」制度が始まります。

対象者・条件・補助金額

左表のとおり

補助対象期間 4月～12月のうち、条件に該当する期間（月単位）

申請に必要な書類 支払い状況および契約状況のわかる書類など

申請の受付期間 令和3年1月中旬～

※詳しくは広報1月号号などでお知らせします

～歩いて暮らせるまちづくり～
「どこでも市役所プロジェクト」
■高齢者の「出張相談窓口」を開設します

高齢者の在宅生活での心配事の相談を、お近くの地区公民館でできるよう、在宅介護支援センターの出張相談窓口を開設します。12月の開設は下表のとおりです。お気軽にご相談ください。

農地包括支援センター ☎ 43-5237

日程	開催場所
12月 2日(水)	広田地区公民館
12月 9日(水)	松帆地区公民館
12月18日(金)	榎列公民館
12月25日(金)	賀集地区公民館

※受付時間は午前10時～午後4時まで

《今後の予定》1月…倭文、湊、八木、北阿万
2月…伊加利、津井、市、潮美台
3月…西淡志知、阿那賀、神代、阿万
4月…沼島、丸山、三原志知、灘、福良

※次回以降は「情報瓦ばん」にてご案内します

お知らせ **国民健康保険証を12月1日に更新します**
長寿・保険課 ☎ 43-5217

国民健康保険証（短期証および資格証明書含む）は12月1日が更新日となっております。受診の際は新しい保険証をご利用いただくこととなります。

新しい保険証は11月下旬に被保険者の皆さまに郵送（簡易書留）してまいりますので、ご確認をお願いします。

届いていない場合は、①身分を確認できるもの（運転免許証等）②印鑑（認め印）を持参のうえ、市役所まで受け取りにお越しください。お越しにならない場合は、

合は、長寿・保険課へご連絡をいただければ再度郵送します。

また、古い保険証は裁断するなどして廃棄してください（返却不要）。

保険税を滞納している人

期間の短い保険証（短期証）または、資格証明書を交付しています。資格証明書を交付されている人の中で、保険税を納付できない特別の事情がある場合は、長寿・保険課にご相談ください。短期証が交付される場合があります。

お知らせ **家屋を取り壊したときは手続きが必要です**
税務課 ☎ 43-5213

住宅や倉庫などの家屋を取り壊したときは、忘れずに取り壊した年の年末までに手続きをお願いします。

固定資産税は1月1日現在に所有している土地・家屋を対象に課税されます。

登記建物 法務局で滅失登記をすると、法務局から市に通知されます。

未登記建物 家屋滅失届を税務課へ提出してください。

お知らせ **障害者（児）見舞金の支給**
支給日：12月18日（金）
福祉課 ☎ 43-5216

昨年に申請していたいた口座に、障害者見舞金を振り込みます。

対象者 12月1日現在、3カ月以上市内に住民登録のある障害者（児）で、身体障害者手帳1～4級、療育手帳、有効期限内の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

支給額 5000円

支給日 12月18日（金）

※令和元年12月1日以降に手帳を取得された人には口座振込申込書を送付しています。未提出の人は、必ずご提出ください

無料 **事前相談で後悔のないお葬式を**
(市内割引致します)

葬儀・仏壇・墓石・ギフト

株式会社 **神戸未来**

陸の港西淡前より徒歩1分
西淡三原ICから車で3分

南あわじ斎場

〒656-0322 南あわじ市志知鉦466-1
TEL: 0799-36-0033 FAX: 0799-36-0053

[広告]